

平成30年1月11日

各位

瀬戸信用金庫

「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」登録について

瀬戸信用金庫（本店：瀬戸市、理事長：水野和郎）は、平成30年1月5日に瀬戸市より「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」の瀬戸市第1号として登録認定を受けました。

「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」とは、生活（ライフ）と仕事（ワーク）の調和を推進し、男女共同参画社会の形成を促進させるために、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりの具体的取組を宣言するものであり、下記の内容について宣言を行い登録されました。

記

1. 宣言内容

○育児・介護支援の制度の対策を推進します。

育児休業、育児短時間勤務、母性健康管理のための短時間勤務・休業、介護休業、介護短時間勤務、子の看病・介護のための休暇

○年次有給休暇の利用促進を推進します。

記念日休暇利用促進、半日休暇制度、ボランティア休暇、積立有給制度

○労働時間削減の対策を推進します。

ノー残業デーの実施（毎月第2・3水曜日）

○メンタルヘルス研修、悩み事相談窓口設置等の対策を推進します。

2. 登録日

平成30年1月1日

3. 宣言シンボルマーク



以上

【本件に関するお問い合わせ先】

人事部 人事グループ

TEL：0561-82-3141

